

諮問庁：財務大臣

諮問日：平成28年10月7日（平成28年（行情）諮問第612号）

答申日：平成29年1月13日（平成28年度（行情）答申第642号）

事件名：和歌山地方法務局前総務課長等との話し合いで合意できた文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「和歌山地方法務局前総務課長特定個人A又は課長補佐との話し合いで合意出来た文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月28日付け近財審理第24号により近畿財務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

（1）審査請求書

和歌山地方法務局総務課長特定個人Aは、財務事務所管財課長特定個人Bと話し合い「昭和31年内閣総理大臣の告示と現況が異なっていることについて合意している」と証言していることから、行政文書の不存在はあり得ない。このことから決定を取り消せ。

財務事務所と法務局は平成10年頃から、特定国会議員との不透明な関係にあり、平成13年公図訂正に関しては不可能な訂正（地番の移動によって無番地に地番を移動させた行為・無償提供・）を法務局登記官に働きかけ財務事務所は実行した。

近畿財務局和歌山財務事務所長は、「異議なし文」を和歌山県知事に交付し、和歌山県は「異議なし文」を添付して法務局に公図訂正の申出をしたが、この行為の裏付けとして、

ア 和財管第505号調書、4、今回の処理方針を定める理由中：平成10年10月21日付け事前相談

平成11年2月9日には、特定国会議員の秘書から陳情（中味は圧力《管財事務処理カード12年1月13日「筆界確認」→12年4

月14日》公図訂正要に急変)を受けている。

イ 和財管055号調書, 4. 検討内容本文公図訂正同意申請は, そもそも特定地番1所有者が県道から所有地までの取り付け道路(注この道路位置は和歌山市特定地1と特定地2又は特定地3との境界線であり, 勝手に境界を変えることはできない)整備すべく調査を開始したことが発端。この時点で国会議員の不当介入があった。不当介入は法務局にもあり, 登記官が直接不当介入を容認し, 何らかの見返りを受けたか? 国家議員は, 単なる登記官にこそこそせず, 堂々と局長に指示している可能性を示唆した記載がある。

ウ 担当登記官の特定個人Cは, 録音の立ち上げで, この申出書は虚偽であり, 公図訂正はできない旨法務局長に基準第44, 付録第14号様式による「虚偽申請についての報告書」を提出した。しかし, 局長は職務命令で実行させ, 実地調査もせず, 付録13号様式による実地調査済み印判を第1葉に押している。

エ また, 調書055号: 処理方針時公図訂正案以降新たに表示された特定地番2先里道の是非についての記載中現況里道状のものがあったことは, 地権者等の指示に従って表示したもの。後ほど里道ができることは明治6年地租改正時に転写されたことから理論上あり得ない。⇒公図訂正には同意できない。⇒同意できないが関係当局として公図訂正には異議がない旨の回答する。

オ しかも, 「行政の立場を問われる」, 「法務局は, 同意できない場合は異議がない回答をくれ」といっているから財務事務所は, 払下げ手続を経ず, 民間に払下げと同じ効果を与えた(違法行為)。

このように, 違法な公図訂正を後押しする法務局に協力する形でなした無番地違法横流し(根拠もなく払下げと同じ効果をさせた罪)として支援していた事実が発覚した(財務事務所管財処理カード外参照)。

(2) 意見書

「諮問庁としての考え方」についての反論。

平成13年3月23日付け, 和歌山県知事が土地家屋調査士に依頼して公図訂正を行った。当該申出書及び添付書類等は, 違法行為により近畿財務局和歌山財務事務所長が作成した, 公図訂正に必要な添付資料の一つであった。国有地を管理していた財務局和歌山財務事務所の国有地払下げ手続に関する重要な意味を持つ証明書であったが, 当事務所は国有地を手続飛ばしで違法に民間に横流しした文書を交付したものである。

申出者(和歌山県知事)に交付した経緯は, 平成9年頃から進められており, 不可能な公図訂正を特定政治家らに便宜を図ってもらい可能とした公文書である。

これらの不祥事は, 和歌山地方法務局当時の登記官特定個人Cが全て

処理したが、当時の処理方法について、違法文書があり、公図訂正は中止又は無効とすべきである旨局長に進言したが、局長はこれを無視して、職務命令で処理させたため無効であると証言（録音立ち上げ）がある。

これらに関する8年にわたる善処依頼を申し立てていたが全て無視された状態にあって、元登記官であった司法書士も協力してくれて、総務省行政評価局からの問合せに対しても、「その事実がない」など、和歌山地方法務局は虚偽の回答等をしている。

不開示決定（不存在）に至った際の総務課長特定個人Aほか課長補佐特定個人Dも、財務事務所管財課長との合意に基づいて当該公図訂正は適正に処理された、とする証言に基づいたものであった。行政機関は文書主義であり、文書のない適正行為はあり得ない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求等の背景

審査請求人は、和歌山県から近畿財務局和歌山財務事務所に提出された公図訂正の同意願書の処理について、「和歌山財務事務所が異議ない旨を回答したことにより、無番地がなくなり、自己所有地が公道に接しなくなった。和歌山財務事務所が行った県への回答は誤りである。」と従前から主張している。

(2) 審査請求人の主張

和歌山地方法務局は、和歌山財務事務所と話し合い、「昭和31年内閣総理大臣の告示と現況が異なっていることについて合意している」と証言していることから、文書の不存在はあり得ない。このことから、原処分を取り消せ。

2 諮問庁としての考え方

審査請求人が開示を求めている「和歌山地方法務局前総務課長特定個人A又は課長補佐との話し合いで合意出来た文書」（本件対象文書）を作成した事実はない。

また、類似文書の保有も含め、近畿財務局において文書の探索を実施したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

3 その他

審査請求人は、その他種々主張するが、諮問庁の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、近畿財務局長が本件開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由に、法9条2項に基づく不開示決定を行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成28年10月7日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③同月20日 審査請求人から意見書を収受
- ④同年12月15日 審議
- ⑤平成29年1月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は不存在であるとして不開示とする決定（原処分）を行った。これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 和歌山地方法務局前総務課長特定個人A又は課長補佐との話合い（以下「本件話合い」という。）等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 本件開示請求の背景として、平成13年1月15日に和歌山県知事から近畿財務局和歌山財務事務所長宛てに「地図訂正同意願書」が提出され、同年3月22日に同所長から同県知事宛てに「公図訂正に異議はない」旨を文書により回答し、後に和歌山地方法務局が同県からの「地図訂正申出書」を受理した経緯がある。これに関して、開示請求者（審査請求人）は、同所長が異議ない旨を回答したことにより、無番地がなくなり、同人の所有地が公道に接しなくなったとして、同所長が行った同県への回答は誤りであると従前から主張しているところである。

イ 開示請求者（審査請求人）は、本件話合いの存在を前提として本件開示請求及び本件審査請求を行っているが、本件話合いは、そもそも存在するものではない。

ウ 審査請求人は、「昭和31年8月8日付け総理府告示第340号 町村の存置分合」に定められた特定町（現特定市）の区域と現在の区域が相違していると主張し、この相違していることに関して、和歌山地方法務局前総務課長特定個人Aと近畿財務局和歌山財務事務所管財課長特定個人Bが合意していると主張するが、市の区域については近畿財務局和歌山財務事務所が何ら関与するものではない。

また、地図訂正の同意は、和歌山県知事から提出のあった同意願書に基づき、隣接地所有者の同意状況等を確認の上、一関係者として同意したものであり、近畿財務局和歌山財務事務所と和歌山地方法

務局の間で、協議や合意を行うことはなく、本件においても、事務的な手続に関するやり取りや確認等を行ったかもしれないが、何かしらの協議や合意を行った事実はない。

したがって、本件対象文書は作成しておらず、これを保有していない。

なお、地図訂正は法務局登記官が申出に基づいて職権で行うものであり（不動産登記規則16条）、財務省では地図訂正に係る事務手続を定めた文書等はない。

エ 本件対象文書の探索は、本件開示請求を受けた際及び審査請求を受けた際に、近畿財務局において、類似文書の保有も含めて実施したが、保有は確認できなかった。

(2) そこで検討すると、審査請求人の審査請求書及び意見書の記載によれば、本件話合いは、上記(1)アの地図訂正に係るものと解するのが相当である。

地図訂正に当たっての財務省の関与について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、地図訂正の申出により土地の隣接関係に変更が生じる場合などにおいて、法務局登記官において同意が必要と判断した範囲内に国有地が所在する場合には、一関係者として同意を求められることがあり、その場合、申出人から同意願書や地図訂正案等の提出があるため、財務省においては、国有地の形状、地積測量図、隣接関係、隣接所有者の同意状況等を確認の上、同意の可否について判断することになるとのことであった。

地図訂正については、不動産登記法9条に規定する登記官（以下「登記官」という。）が不動産登記規則16条の規定により行うこととされており、登記官は、地図訂正の申出に対して、申出に係る事項を調査した結果、地図又は地図に準ずる図面を訂正する必要があると認めるときは、地図又は地図に準ずる図面を訂正しなければならないこととされ（同条12項）、また、登記官は、地図等に誤りがあると認めるときは、職権で、その訂正をすることができることとされている（同条15項）ところ、これらの規定の地図訂正に当たって、登記官が財務省と協議や合意を行うこととはされていない。

そして、財務省において、地図訂正に係る事務手続の定めは特に存しないのであるから、財務省が一関係者として地図訂正の同意を求められることがあるとしても、財務省と法務局が地図訂正についての協議や合意を行うことはないとする諮問庁の上記(1)ウの説明は不自然、不合理とはいえず、また、本件話合いはそもそも存在しないから、本件対象文書を作成しておらず、これを保有していないとする諮問庁の上記(1)イ及びウの説明を覆すに足りる事情も認められない。

加えて、諮問庁が上記（１）エで説明する本件対象文書の探索の範囲も不十分とはいえない。

したがって、近畿財務局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、近畿財務局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子